

平成 30 年 5 月 17 日 (木)

平成 30 年講演会質疑応答  
(法定相続情報証明制度について)

No.	質 疑	応 答
1	用地買収において法定相続情報証明の提示を受け、それによりその方を相続人と判断し、売買契約を行った後に遺言等、法定相続によらない相続があった場合、用地買収を行った官公署としては、法定相続情報証明を信用して売買契約を行ったことについて一定の過失は無かったことと推定されるのか。	法定相続情報一覧図は戸籍等に代わるものであり、法定相続人が誰であることを証明するものです。したがって同一一覧図に基づき契約をした後に、遺言や遺産分割により、法定相続と異なる相続が行われた場合には、当該相続人間で調整がされるものと思われま
2	申出人の資格について 用地買収の前提として当該土地について相続が発生している場合、嘱託で相続登記を行っているが、この制度についても嘱託で利用することが可能か。	官公署が相続を証する書面として法定相続一覧図を利用することはできますが、官公署が本制度の申出人となること又は官公署が相続人の代理人として申出をすることはできません。
3	証明書の再発行が必要となった場合、申出をした登記所でしか発行することは出来ないのでしょうか。	今のところ、申し出された登記所でのみ再交付の申出をすることがきます。
4	一覧図の作成について相続人のうちの1名からでも可能か。	可能です。
5	法定相続情報証明は、被相続人ごとに作成するのか。	代襲相続の場合は、1件の作成で可。 数次相続の場合、被相続人ごとに作成することになる。
6	法定相続情報証明の再交付手続きについて、申出人以外の相続人から委任を受けて再交付を受けることが可能でしょうか。	できません。
7	上記の場合において、申出人以外の相続人から再度同じ申出を行うことは可能でしょうか。	可能です。

8	官公署が申出人に代理することは出来ないとの事でしたが、相続人又は資格者代理人から証明書を借りて相続の嘱託登記をすることは可能でしょうか。	一覧図は戸籍・除籍等に代わるものですので当然可能です。
9	証明書には遺産分割協議の内容も反映されるのでしょうか。	反映されません。 あくまで法定相続人に関する情報のみとなります。
10	相続手続で使う固定資産税等の証明書を交付する際の戸籍確認にこの証明書は使用できますか？	相続を証する書面を求める側の判断になる。
11	沖縄県では家督相続の最終年月日はいつ？その期間内に届出がなされていない場合、家督相続を原因とする登記は可？不可？	・旧民法適用期間である昭和31年12月31日である。 ・法定の家督相続人が明らかな場合は、登記可。
12	一覧図の作成者に資格はあるのでしょうか？	作成者は申出人又は代理人である。 代理人となる者には制限がある。
13	官公署が収集した資料で相続人が申請できますか？	不可とまではいえない。 ただし、公用で取得した資料について申出人が利用するために提供した場合、個人情報の目的以外の利用・提供と判断される可能性がある。
14	相続人全員が申出人となれるのか。	なれる。
15	法定相続情報一覧図の写しを相続登記に添付する場合、写しの日付も5年間のみ有効と考えてよろしいでしょうか（5年を過ぎると使用できなくなる）	法務局として定める有効期限はない。
16	公共事業の前提登記（相続）で使用した戸籍等を利用して申出人に貸し出して申請することが可能？	不可とまではいえない。 （No13と同じ）

17	法定相続情報証明の申出人として相続人があるが、相続人全員を指すのか、一人でも該当するのか？	申出人は1人でも全員でもよい。
18	一覧図を作成し、法定相続情報を交付すると「私達以外に相続はいない」旨の申述書はいらなくなるのでしょうか？	相続登記の添付書面としてはそうである。